

(地Ⅲ244F)
平成26年3月26日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

平成26年度における日本脳炎の定期の予防接種の積極的勧奨の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部(局)宛事務連絡がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本事務連絡では、日本脳炎の定期の予防接種について、平成26年度における、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する取扱いについて、下記のとおりとする予定とし、予め留意いただきたいとしております。また本内容は、追って通知等でお知らせする予定としております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 平成26年度に8歳又は9歳となる者(平成17年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者)については第1期の追加接種が十分に行われていないことから、積極的な勧奨をお願いいたします。
- 2 平成26年度に18歳となる者(平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者)については、第2期の予防接種(以下、「2期接種」という。)が十分に行われていないことから、平成26年度中に、2期接種の不足分について、積極的な勧奨をお願いいたします。
- 3 積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えありません。

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 26 年度における日本脳炎の定期の予防接種の積極的勧奨の取扱いについて

日頃より、予防接種行政につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本脳炎の定期の予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知。以下「通知」という。）の別添「定期接種実施要領」に基づき実施されているところですが、平成 26 年度における、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する取扱いについて、第 7 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（平成 25 年 11 月 18 日）での審議を踏まえ、下記のとおりとする予定ですので、予めご留意いただき、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等に対し周知方よろしくお願いいたします。なお、本内容は、追って通知等でお知らせする予定です。

記

- 1 平成 26 年度に 8 歳又は 9 歳となる者（平成 17 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者）については第 1 期の追加接種が十分に行われていないことから、積極的な勧奨をお願いいたします。
- 2 平成 26 年度に 18 歳となる者（平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の予防接種（以下、「2 期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 26 年度中に、2 期接種の不足分について、積極的な勧奨をお願いいたします。
- 3 積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1 期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えありません。

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課
電話：03-5253-1111（内線 2383）
FAX：03-3581-6251